2010年11月30日
第17号
発行者 瀬川 信久
編集者 大嶋 明子

消費者支援ネット北海道 ニュースレター

（Hokkaido Consumer Net 愛称：ホクネット）

【目次】

・マスコミ各社に大きくホクネットの活動が取り上げられました ……1 ページ

・情報通信グループの活動
・携帯電話契約トラブルに関する情報 ……2 ページ

・中古車買取トラブル検討グループの活動
・司法書士を目指した理由とホクネットに参加した理由 ……3ページ

・セミナーなどのお知らせ
・編集後記 ……4ページ

マスコミ各社に大きくホクネットの活動が取り上げられました！

多くの人にホクネットの活動を知ってもらいたい！そんな思いから、当初からニュースレターをホームページ上に公開し、最近ではホクネットの活動紹介のパンフレットを新たに作成しました。

一方、マスコミにホクネットの活動が紹介されると、てきめんに効果があらわれ、通報が増えます。

つまり、不特定多数の人により早くホクネットの存在を知ってもらうには、マスコミの力が欠かせません。

そういう意味では、11月は、北海道新聞に始まり時事通信社や北海道テレビ、NHKとマスコミ各社による取材が相次ぎ、ホクネットに関する記事の掲載や放映が続きました。

カメラを向けられながらも会議を進めます。

特にテレビ取材では、グループ会議中の撮影やインタビューがあり、普段の会議と異なる雰囲気に少し緊張気味でした。

また、非常に参考になったこととして、取材中に受ける様々な質問がありました。

質問に答えるうちに、運営の在り方や仕事の進め方にヒントが生み出されたものもあり、スムーズな運営の創意工夫に一役かいました。

今後もマスコミ各社と協同できるところは、積極的に取組を強化し、消費者被害の掘り起こしに努めていきたいと思うところです。

NHK で放映された特集番組のための取材風景です。
このほか単独でのインタビューや、資料の公開などもあり、ホクネットの活動を広める機会となりました。

✤✤✤✤✤情報通信グループの活動✤✤✤✤✤

検討委員・弁護士　竹之内洋人

情報通信グループでは、現在大きくは二つのテーマの検討・申し入れ活動をしています。

一つは、ホクネット発足以来取り組んでいる携帯電話の問題です。携帯電話のサービスや料金体系は複雑化しており、思わぬ高額の通信料請求を受けるというトラブルが発生しています。その原因は、携帯電話ショップの店員も料金体系等を十分理解することなく販売していることにあると思われます。ホクネットでは、現在、ソフトバンクモバイル（SBM）との間で、スタッフの研修体制や、顧客への説明方法について、質問書のやりとりをしています。その中で、SBM の顧客説明ツールも徐々に分かりやすいものに改善されつつあります。今後もトラブル防止のため、未だ不備な点にについて質問等をしていきます。

もう一つは、結婚式場契約の問題です。「情報通信」というグループ名とは合いませんが、グループに余力があったので、取り組みを始めたものです。道内の結婚式業者に契約書の送付を依頼し、その内容を検討しました。その中で、申し込みとキャンセルが相当以前であっても申込金は返還しないという業者がいくつかありました。そこで、申込金がもっとも高額だった業者に対し、消費者契約法との関係を問う質問書を送付しました。また、その他の業者についても、順次改善要請書を送付する準備を進めています。

みなさまもお気づきのことがありましたら、ホクネットまでお知らせください。

携帯電話契約トラブルに関する情報

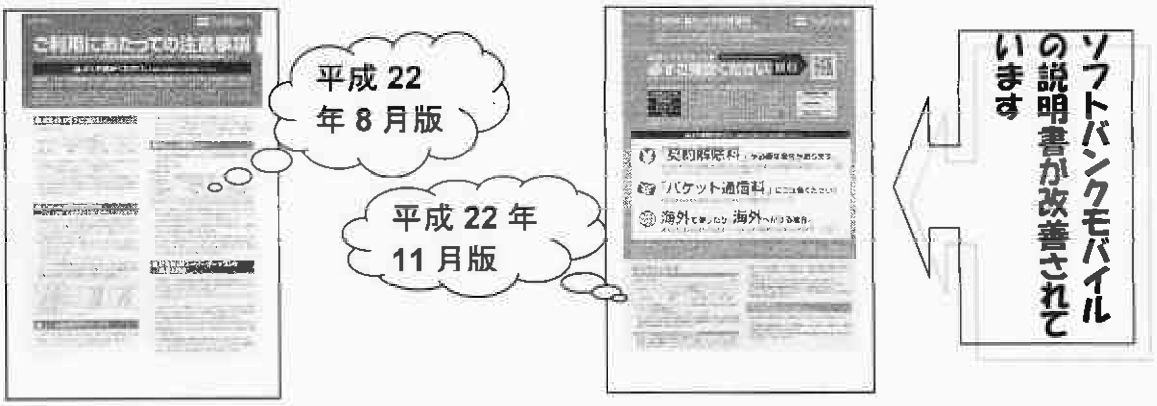

ソフトバンクモバイル株式会社の販売時における重要事項説明書「ご利用に当たっての注意事項」が改善されてきました。

平成 22 年 11 月版のものは、注意喚起に関する文字も大きく見やすいなどに変わっており、ホクネットが消費者トラブルの未然防止に向けて質問書等の送付など、改善活動をおこなってきた結果だと思われます。

＊＊＊＊　中古車買取トラブル検討グループの活動　＊＊＊＊

井本　雅之　（弁護士）

ホクネットに入会させていただきました、弁護士の井本雅之と申します。

大学までは関西に住んでおり、大学卒業後一旦は、電気関係の製造業のサラリーマンになったのですが、一念発起して、弁護士を目指し、平成19年にこの札幌の地で弁護士となりました。

消費者問題の解決に微力ながらお役に立てればとの思いから、ホクネットに加入させていただき、本年6月に発足いたしました中古車買取トラブル検討グループに参加させていただいております。

同グループでは、主に中古車買取契約のキャンセル料の妥当性について検討しており、グループ内では非常に活発な議論が行われています。

また、今後は、差止訴訟の提起も視野に入れた検討を行い、同様の問題において将来の消費者被害の防止のための活動を行っていく予定です。

消費者被害は、事業者が不特定多数の消費者を対象として事業を展開しているため、個々の被害者の紛争解決のみでは、同様の被害の未然防止・拡大防止に向けた活動として限界があると考えられます。

この度、適格消費者団体であるホクネットの一員となる機会を与えていただきましたので、個々の被害者救済活動においては解決が困難な問題について、差止訴訟などのホクネットの活動を通じて少しでも多くの消費者被害の発生防止が可能となるよう、精一杯頑張っていきたいと考えております。

まだまだ未熟者のため、皆様にご迷惑をお掛けすることも多々あるかとは存じますが、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

井本雅之氏のプロフィール

平成 18 年 3 月　北海道大学法科大学院卒業
平成 18 年 11 月　最高裁判所司法研修所入所
平成 19 年 12 月　弁護士登録、誠信法律事務所入所

司法書士を目指した理由とホクネットに参加した理由

繁泉　昭仁（司法書士）

私が司法書士の勉強を始めたのは、大学 3 年生の夏ごろでした。そもそも、司法書士という仕事をはじめて知ったのが、高校 1 年生のころの特別授業で地元の司法書士事務所に訪問したときであり、そのときは、「国家資格というからには難しい試験なんだろうな」程度にしか思っておらず、まさか自分が司法書士を本格的に目指すことになるとは、思いもしませんでした。

実際に勉強を始めても、司法書士の仕事内容については、漠然としか理解してはいませんでしたが、ただ司法書士になりたいという気持ち一身で、ひたすら勉強に打ち込み、平成 21 年度の試験に合格することができました。

受験時代は、いつか地元で開業できればいいな、と開業は先のことのように考えておりましたが、合格してからは、逆にすぐにでも自分で事務所を持ちたいという考えに変わっていました。

そして、現在は、来年の 4 月以降の開業を前提として、クラーク合同事務所の皆様にお世話になっておりますが、私がホクネットに参加させていただいている理由も、地元で開業したときの役に立てたいという思いからでした。

現在、情報通信グループの一員として、会議に参加させていただいていますが、まだまだ他のグループの方の役には立てていないので、頑張っていきたいと思います。

セミナーなどのお知らせ …詳細・参加申込はホームページで…

平成22年度 消費者志向経営セミナー 禁止される不当表示 ～景品表示法違反事例から～

＊ 平成22年12月11日(土)
午後1時30分～午後5時
＊ ホテルさっぽろ芸文館

事業者の方を対象に景品表示法に違反事例を通して、表示規制の概要を学ぶ機会を設けました。
第1部は消費者庁表示対策課の佐藤佑美子氏、第2部はホクネットの副理事長で北海学園法学部長の向田直範氏にそれぞれお話していただく予定です。

消費者団体訴訟制度 意見交換ミーティング

＊ 平成23年1月22日(土)
午後2時～午後4時
＊札幌エルプラザ 2階会議室

消費者庁からの報告、ホクネットの活動紹介、パネルディスカッション(コーディネーターは消費者庁、パネラーとして札幌市消費者センター、事業者、ホクネットなどを検討中)寸劇(ホクネット関係者による臨時劇団)を予定しています。

地方消費者グループ・フォーラム

＊ 平成23年2月15日(火)
午後1時～
午後4時30分
＊ホテルさっぽろ芸文館

各地域の消費者問題に携わる団体・グループの取り組みに関する情報発信や、団体・グループ間の情報交換・意見交換をおこなう「交流の場」を設けます。
消費者庁、地方自治体、消費者団体、職能団体からの報告、意見交換のほか消費者啓発のための寸劇もおこなう予定です。

《 編集後記 》

早いもので今年最後のニュースレターの発行です。予定通り年間6回の発行でしたが、ご覧いただけたでしょうか。
今年は、2月の「適格消費者団体認定」に伴う、記念フォーラムの開催のほかセミナーなどの記事も読んでいただけたかと思いますが、ご意見やご感想もありましたらお寄せください。
また、原稿の依頼にご協力いただきました関係者の皆様、お忙しい中ありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。
よいお年をお迎えください。

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
NPO法人 消費者支援ネット北海道
（愛称：ホクネット）
〒060－0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F
TEL: 011－221－5884
FAX: 011－221－5887
E-MAIL
Info_hokkaido@hocnet1222.jp
URL
http://www.e-hocnet.info/

＊次号のニュースレター発行は平成23年1月31日を予定しています。